

●高額な診療を受ける場合

入院などにより、医療費の負担が高額になる場合には、あらかじめ市区町村に申請して「認定証」（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで、同一の医療機関・薬局での同一月の自己負担額を高額療養費の限度額までとすることができます。（入院時の食事代や日用品代などは別途負担となります。）

- ※70歳以上の一般または現役並み所得Ⅲの方は、「保険証兼高齢受給者証」で所得区分の確認ができるので「認定証」は不要です。
- ※同一月に複数の医療機関を受診した場合や、同一の医療機関の受診でも、外来と入院で受診した場合には通算することはできませんので、高額療養費の対象となる場合は、市区町村へ高額療養費の支給申請をしてください。

●特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病の方は、自己負担限度額が1医療機関につき、**月1万円**となります。

あらかじめ市区町村に申請して、「**特定疾病療養受療証**」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください。

厚生労働大臣が指定する特定疾病

- 人工透析を必要とする慢性腎不全
（※70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が2万円となります。）
- 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
（血液分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

※上位所得者とは、10ページの表にある所得要件が「ア」または「イ」の区分に属する被保険者をいいます。

入院時食事療養費・生活療養費

●入院したときの食事代

入院したときの食事代は、他の診療などにかかる費用とは別に負担することになります。

1 入院時の食費の負担額(1食あたり)

令和6年6月から①の方は30円、②③の方は10円～20円引き上げられる予定です。

| 区 分 | | | 負担額 |
|-----|----------------|------------------|--------------------|
| ① | 住民税課税世帯 | 一般(下記以外の方) | 460円 |
| | | 指定難病、小児慢性特定疾病の方 | 260円 ^{※1} |
| ② | 住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ | 90日までの入院 | 210円 |
| | | 過去12か月で90日を超える入院 | 160円 |
| ③ | 低所得者Ⅰ | | 100円 ^{※2} |

※1 ①の該当者で平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している方の負担額は経過措置として※1の額となります。

※2 住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない方など。

●療養病床に入院する65歳以上の方は、食事と居住費を負担することになります。

※難病など入院医療の必要性の高い方については、居住費の負担はありませんが、1の入院時の食費の負担額を負担することになります。

2 療養病床に入院する65歳以上の方の食費・居住費の負担額

令和6年6月から①の方は30円、②③の方は10円～20円引き上げられる予定です。

| 区 分 | 1食あたりの食費 | 1日あたりの居住費 |
|------------------|-------------------|-----------|
| ① 住民税課税世帯 | 460円 [※] | 370円 |
| ② 住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ | 210円 | 370円 |
| ③ 低所得者Ⅰ | 130円 | 370円 |

※一部の保険医療機関では、420円の場合もあります。

1、2の②、③に該当する方は、あらかじめ市区町村に申請して「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受け医療機関の窓口で提示することが必要です。